

## 2024年6月 診療報酬改定による加算に関するお知らせ

### ◆生活習慣病管理料（高血圧症・脂質異常症・糖尿病）

令和6年度の診療報酬改定により、生活習慣病にかかる診療報酬が大幅に変更となります。高血圧症・脂質異常症および糖尿病を主病として通院されていた患者様には、6月以降【特定疾患療養管理料】から【生活習慣病管理料】に算定が切り替わります。

患者様には、血圧や体重等の個々に応じた目標設定のほか、食事、運動に関する指導、検査結果等を記載した『療養計画書』を患者様の同意のもと作成し、より実効性のある疾患管理を行ってまいります。初回時に『療養計画書』への患者様の署名をいただく必要がございますので、ご理解・ご協力の程宜しくお願い致します。

一部負担金がこれまでと変更になる場合がございますので、ご了承ください。

### ◆医療情報取得加算

当院ではオンライン資格確認を行う体制を有しています。薬剤情報、特定健診情報等の診療情報を取得・活用することで、質の高い医療の提供に努めてまいります。正確な情報取得・活用の為、マイナ保険証の利用にご協力お願い致します。

初診時	・保険証を利用した場合 ・マイナ保険証を利用したが、診療情報提供に同意されない場合	3点
月に1回	・マイナ保険証を利用し、診療情報提供に同意された場合 ・他医療機関から診療情報の提供を受けた場合	1点
再診時	・保険証を利用した場合 ・マイナ保険証を利用したが、診療情報提供に同意されない場合	2点
3ヶ月に1回	・マイナ保険証を利用し、診療情報提供に同意された場合 ・他医療機関から診療情報の提供を受けた場合	1点

### ◆医療 DX 推進体制整備加算

当院では医療 DX を推進し、質の高い診療を実施するための体制整備を行なっております。

- \* オンライン請求を行なっております。
- \* オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- \* 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧または活用できる体制を有しております。
- \* 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの導入を検討しております。
- \* マイナンバーカードの健康保険証利用について、窓口でのお声掛け・ポスター掲示を行なっております。

※初診時に8点(月に1回)加算されます。